

出席停止の措置について（お願い）

生徒が下記の感染症にかかった場合は、学校保健法に基づく学校長の指示により「出席停止」となります。

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスによるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウィルスA属インフルエンザAウィルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）	治癒するまで *感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」、及び「新感染症」は第一種の感染症とみなす。
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ〈H5N1〉を除く）	解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が消失するまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

上記の感染症が疑われた場合は、

- ① 登校を見合わせ、病院の受診をお願いします。
 - ② 診断が確定したら、必ず担任へ連絡してください。
 - ③ 症状がおさまったら、医師に「学校感染症等にかかる登校に関する意見書」を書いてもらってから登校するようにしてください。（次ページをコピーしてお使いください。学校ホームページからもダウンロードできます。）意見書が手元にない場合は、口頭で許可をもらったあと登校し、できるだけ早く提出してください。
- * 「学校感染症等にかかる登校に関する意見書」の記入は、医療機関によって有料の場合があります。

